

○静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

昭和39年3月21日

条例第48号

静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例をここに公布する。

静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第40条第1項の規定に基づき、県の管理する港湾の臨港地区内の分区の区域内における建築物その他の構築物(以下「構築物」という。)の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成5年条例26号〕)

(定義)

第2条 この条例において「商港区」、「特殊物資港区」、「工業港区」、「漁港区」、「保安港区」、「マリーナ港区」又は「修景厚生港区」とは、それぞれ法第39条第1項の規定により指定された商港区、特殊物資港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区又は修景厚生港区をいう。

(全部改正〔平成5年条例26号〕)

(禁止構築物)

第3条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、別表の左欄に掲げる分区の区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる構築物以外のものとする。ただし、知事が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可したものは、この限りでない。

(追加〔平成5年条例26号〕)

(分区の指定に伴う措置)

第4条 法第39条第1項の規定による分区の指定の際、当該分区の区域内において現に建築中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

(追加〔平成5年条例26号〕)

(罰則)

第5条 法第40条第1項の規定に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

(一部改正〔平成5年条例26号〕)

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成5年条例26号〕)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 田子の浦港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例(昭和34年静岡県条例第39号)は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に建築中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

附 則(平成5年7月16日条例第26号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例第2条ただし書又は別表第1から別表第3までの規定による許可を受けた構築物は、改正後の静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例第3条ただし書又は別表の規定による許可を受けた構築物とみなす。

別表(第3条関係)

(全部改正〔平成5年条例26号〕)

分区	構築物
商港区	<ol style="list-style-type: none"> (1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(危険物置場及び貯油施設を除く。) (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他運輸又は貿易関係事業を営む者の事業所 (3) 銀行業又は保険業を営む者の事務所 (4) 会議場施設、展示施設、研修施設その他これらに類する共同利用施設 (5) (2)から(4)までに掲げる施設において行う業務に従事する者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設 (6) 官公署の施設 (7) 旅館、ホテル、物品販売業を営む店舗及び飲食店で知事の許可を受けたもの
特殊物資港区	<ol style="list-style-type: none"> (1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設 (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他運輸又は貿易関係事業を営む者の事業所 (3) 官公署の施設
工業港区	<ol style="list-style-type: none"> (1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設 (2) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設 (3) 海洋に関する研究施設 (4) (2)及び(3)に掲げる施設において行う業務に従事する者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設 (5) 官公署の施設 (6) 物品販売業を営む店舗及び飲食店で知事の許可を受けたもの
漁港区	<ol style="list-style-type: none"> (1) 法第2条第5項第2号から第5号まで及び第9号から第10号の2までに掲げる港湾施設 (2) 漁船のための燃料補給施設、給水施設及び給水施設 (3) 漁船の修理施設、造船施設及びその附帯施設 (4) 漁舎、魚干し場その他水産物の処理に必要な施設 (5) 倉庫、冷蔵倉庫その他水産物の保管に必要な施設 (6) 製氷工場及び冷凍工場その他水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設 (7) 網干し場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設 (8) 漁船乗組員又は漁業関係従事者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設 (9) 漁業会社、漁業組合その他漁業関係の団体又は業者の事務所

	<p>(10) 官公署の施設</p> <p>(11) 物品販売業を営む店舗及び飲食店で知事の許可を受けたもの</p>
保安港区	<p>(1) 法第2条第5項第2号から第6号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設</p> <p>(2) 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設</p> <p>(3) 消火施設その他の危険防止施設</p> <p>(4) 給油業者又は危険物を取り扱う業者の事務所</p> <p>(5) 官公署の施設</p>
マリーナ港区	<p>(1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号、第8号の2、第9号、第9号の2(当該港区で発生する廃棄物を処理するための施設に限る。)及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設</p> <p>(2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶(以下「レクリエーション用船舶」という。)のための用具倉庫及び船舶上架施設</p> <p>(3) レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、クラブ事務所、スポーツ又はレクリエーション施設その他これらに類する施設</p> <p>(4) 官公署の施設</p> <p>(5) 旅館、ホテル、物品販売業を営む店舗及び飲食店</p>
修景厚生港区	<p>(1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号、第8号の2、第9号、第9号の2(当該港区で発生する廃棄物を処理するための施設に限る。)、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設</p> <p>(2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他運輸又は貿易関係事業を営む者の事業所</p> <p>(3) 会議場施設、展示施設、研修施設その他これらに類する共同利用施設</p> <p>(4) 図書館、博物館、水族館及び展望施設</p> <p>(5) 港湾関係者のためのスポーツ又はレクリエーション施設</p> <p>(6) 官公署の施設</p> <p>(7) 旅館、ホテル、物品販売業を営む店舗及び飲食店</p>